平成30年第9回中頓別町農業委員会総会会議記録

日 時 平成30年11月 9日 午後1時00分開会 午後2時40分閉会 場 所 中頓別町役場小会議室

1 当日の出席委員は次のとおりである。 西 一彦、寺島 伸征、石井 進、藤田 健一、石黒 和浩、栗林 松三

以上6名

2 当日の欠席委員は次のとおりである。 石橋 美代子

以上1名

- 3 本会のための説明者 農業委員会 主幹 北村 哲也
- 4 本会のための書記 農業委員会 主幹 北村 哲也 (兼)
- 5 議事

報告第1号 農地法第4条の規定に基づく許可申請について(農地転用)不要の報告 について

議案第1号 農地法第5条の規定による許可申請について 議案第2号 土地の現況証明書について

- 6 その他
- (1) 特別職の報酬等の額の改正に係る答申書について
- (2) 今後の予定について
 - ①地区別農業委員等研修会 11月12日(月) (開催地:中頓別町)
- (3) その他
- 7 閉会

事務局

ただ今から、平成30年第9回中頓別町農業委員会総会を開会いたします。 まず始めに会長より挨拶をお願いします。

会長

会長あいさつ

事務局

【欠席報告】

本日は 石橋委員より欠席の旨、事前に連絡がございましたので、ご報告いたします。

【定数報告】

本日の出席委員は7名中6名であります。農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定によります過半数に達しておりますので、本日の総会が成立しておりますことをご報告申し上げます。

議長

【議事録署名委員の指定】

議事録署名委員の指定を行います。

中頓別町農業委員会会議規則第15条の規定に基づき、議長が2名の委員を指名いたします。

○○番○○委員、○○番○○委員を指名いたします。

次第の4番、会務報告につきまして、事務局から報告願います。

事務局

【会務報告】

議長

会務報告を受けましたが、何か、質問等はございますか。

議長

なしの声

それでは、「農地等調査斡旋委員会報告」を、農地等調査斡旋委員会委員長より報告願います。

委員長

【農地等調査斡旋委員会報告】

議長

農地等調査斡旋委員会報告を受けましたが、何か、質問はございますか。

ありませんとの声

それでは、議案の審議に移りたいと思います。

報告第1号「農地法第4条の規定に基づく許可申請(農地転用)不要の報告について」を議題といたします。内容について事務局から説明願います。

事務局 【議事】

報告第1号「農地法第4条の規定に基づく許可申請(農地転用)不要の報告について」報告する。平成30年11月9日提出、中頓別町農業委員会会長。

2件の申請がありました。

1件、転用申請地、○○番○の一部。地目は公募現況共に畑。転用目的は、○○

- ○、○○㎡。土地所有者住所氏名及び転用者の住所氏名はともに、○○○番地○、
- ○。土地利用区分は、農業地区域で、許可日から平成○○年○月○日までです。位置につきましては、別紙位置図のとおりであります。

次に、転用申請地、〇〇番〇の一部。地目は公募現況共に畑。転用目的は、〇〇〇。土地所有者住所氏名及び転用者の住所氏名はともに、〇〇〇。土地利用区分は、農業地区域で、許可日から平成〇〇年〇月〇日までです。位置につきましては、別紙位置図のとおりであります。

現地確認の結果、〇〇㎡以下であることから、農地法第4条の転用許可の申請は不要であることから、本総会での報告後、その旨を申請者に通知することといたします。

なお、本2件については、農業振興地域整備計画区域内であることから、産業課 産業グループに確認を求めることといたします。

以上で、報告第1号「農地法第4条の規定に基づく許可申請(農地転用)不要の報告について」の報告を終わります。

議長

報告が終わりました、何かご質問ございますか。

質問なしの声

質問がないようですので、報告第1号を終わります。

続いて、議案第1号「農地法第5条の規定による許可申請について」を事務局より 説明いたさせます。

事務局

議案第1号「農地法第5条の規定による許可申請について」農地法第5条の規定による許可申請のあった次の件について、審議を求める。

平成30年11月9日提出、中頓別町農業委員会会長。 別紙、「農地法第5条転用調査書」をご参照願います。 農地法5条転用調査書を説明。

農地転用許可申請に係る審査表については、別添のとおりでございます。許可方 針該当事項としては、3年以内の一時転用であること、用地選定の任意性がないこと、 農振整備計画の達成に支障がないことでありまして、例外許可として、農地法第5条 第2項第1号の規定によりまして、農地法施行令第11条第1項第1号に該当すること から、許可相当と判断されます。

許可が相当と認められる場合に付すべき条件については、原則、北海道農地法関係事務処理要領に定められている項目を記載するものとし、注意事項及び教示文を添えて、指令書(奥書)を交付致します。

なお、農業委員会法等の改正によりまして、これまで、北海道農業会議への諮問が、平成28年4月から意見聴取に変更となりましたので、平成30年11月22日開催の常設審議委員会に間に合うように、関係書類を11月12日(月)までに提出することになります。

また、許可相当と判断頂いて、農業会議からも許可相当の意見回答があった場合は、速やかに許可書を交付することとし、次回の総会で報告することも併せて、ご審議頂きたいと思いますので、よろしくお願い致します。

以上説明といたします。

議長

事務局より説明が終わりました。このことについて質疑はございませんか。

ありませんの声

質疑なしと認め、議案第1号「農地法第5条の規定による許可申請について」を承認することにご異議ございませんか。

異議なしの声

ご異議なしと認め、議案第1号「農地法第5条の規定による許可申請について」は 承認することに決しました。

次に、議案第2号「土地の現況証明書について」を事務局説明願います。

事務局

議案第2号「土地の現況証明書について」北海道農地法関係事務処理要領の規定に基づき、次の件について審議を求める。平成30年11月9日提出、中頓別町農業委員会会長。

土地の表示は、○○○番○、地目、公募畑、現況農地、採草放牧地以外、面積○○㎡、土地の所有者及び申請者は、○○番地○○○。申請目的は地目変更。現地調査員は、○○委員長、○○委員、○○委員で、○月○日に調査しています。申請地は、○○○○○、地目変更後に売買予定です。なお、現況は畑ですが、農地として除外しているため、「土地の現況証明願い」の申請がされたものです。以上、説明といたします。

議長

事務局より説明が終わりました。このことについて質疑はございませんか。

ありませんの声

質疑なしと認め、議案第2号「土地の現況証明書について」を承認することにご異議ございませんか。

異議なしの声

ご異議なしと認め、議案第2号「土地の現況証明書について」は承認することに決しました。

以上で、本日提出の議事が全て終了しました。 続いて、次第の7番、「その他」の案件に移らせて頂きます。 その他について、事務局より説明願います。

事務局

【その他の事項について報告】

議長

続いて、(2)「今後の予定について」について、事務局より説明願います。

事務局

【今後の予定について説明】

議長

(3)の「その他」ですが、事務局で用意しているものは、ありますか。

事務局

(3) その他については、特別ありません。

議長

長時間にわたりご審議いただき、ありがとうございました。 以上をもちまして、平成30年第9回農業委員会総会を終了いたします。